平成２１年（フ）第８５９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目15番85―34号
債務者　岩城　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番13―32号
債務者　有村　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2307番地14　迫田アパート103
債務者　今村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2541番地６、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口目丸409番地２
債務者　南　みどり
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2541番地６、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口目丸409番地２
債務者　南　　輝美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１号
鹿児島県姶良郡姶良町平松6493番地４
債務者　榎田　康代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
鹿児島県肝属郡錦江町城元109番地６
債務者　東郷　太一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３号
鹿児島県鹿屋市天神町3170番地１
債務者　長﨑サナエ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第６６２６号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ14―106号
債務者　廣滝　節雄
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７８号
大阪市平野区喜連西４丁目４番23号　グランドール喜連101号
債務者　岡田こと　文　　秀美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４６号
大阪府守口市金田町１丁目46番20号
債務者　林　　憲慈
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８１号
大阪市西淀川区姫島４丁目８番23号　ベルノ姫島302号室
債務者　飛**龍**　洋二
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０９号
大阪府豊中市玉井町１丁目８番22―302号
債務者　三浦　美和（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１７号
大阪市東淀川区北江口２丁目３番８―704号
債務者　東　　朗
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７３号
大阪市住吉区苅田５丁目19番26―403号
債務者　大山茂潤こと　徐　　茂潤
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２８３号
大阪府摂津市正雀１丁目２番17―３号
債務者　青木　裕子（旧姓段野）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３３７号
大阪市東成区東中本１丁目15番３号　緑橋マンション603号
債務者　池田　信子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３７２号
大阪府豊中市曽根西町２丁目３番31―404号
債務者　浅田　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部